

2013年4月26日

## 消費者委員会 第22回食品表示部会の資料に対するコメント

日本生活協同組合連合会  
品質保証本部/安全政策推進室  
鬼武一夫

実りある議論のためのコメント（赤字が資料に関するコメントである）

栄養表示における重要な事項は、どのような国においても

1. 表示値をどのような方法で定めるのか
  2. 表示された値は正確であるのか
- である。

事項1は、表示者（食品事業者）に関する事項である。

表示値を定めるには、

- a. 分析値による方法
- b. その他の方法（データベースの利用）など

がある（例えば、Food Standards Australia New Zealand: Nutrition Information User Guide to Standard 1.2.8 - Nutrition Information Requirements, March 2012）。

（以下の四画面みはオーストラリア・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）のガイド一部抜粋）

Attachment 2 –Deriving Food Composition Data

There are a number of methods that are commonly used to derive food composition data to develop a nutrition panel. These include:

- Laboratory analysis of the food
- The FSANZ Nutrition Panel Calculator (free online software)
- Other commercial software
- Food composition table or databases.

一方、事項2は、栄養表示を利用する消費者に関する事項である。表示値はどのような方法に基づくものであっても（分析値に基づくものであろうと、データベースにもとづくものであろうと）、その表示値が、消費者を誤解させる（misleading）ものであってはならないことが重要な原則である。

また、compliance を監視する主務官庁に関するものである。これに関連する指針の例は、米国食品医薬品局（US FDA）：Guidance for Industry - A Guide for Developing and Using Data Base および欧州委員会 健康・消費者保護総局（European Commission DG SANCO December 2012）：Guidance Document for Competent Authorities for the Control of Compliance with EU Legislation on: Regulation (EU) No 1169/2011…である。

消費者庁の事務局から提出された資料 1-1、1-3 および 1-4 においては、事項 1 と事項 2 が整理されずに議論されている。

そのために、「表示値が誤差の許容範囲内」というおかしな表現が行われている。

正確には、栄養表示を利用する消費者の立場に立って、栄養表示が行われている食品のある特定の栄養成分に関して、実測値が、表示値に認められた tolerance の範囲内にあるかどうか重要であるので、「収去検査に基づく実測値が表示値に認められた tolerance の範囲内」とすべきである。

これまで、栄養成分表示を行ってきた食品事業者は、自らが販売する製品の実測値が表示値に対して適正であるかどうかを留意してきたはずである。

また、行政当局も、栄養表示が義務的になる製品に関して、収去検査による分析値が製品に表示された値に対して適正であるかどうかをチェックしてきたはずである。

なお、誤差という用語は、誤用であるので、tolerance に相当する日本語を検討すべきであろう。（これまでも繰り返し指摘している）

「表示値が誤差の許容範囲内」という概念が現行の栄養表示基準に基づいた概念であれば、基準を全面的に見直すべきである。

資料1-1

## 栄養表示基準の改正（案）について

平成25年4月26日

消費者庁食品表示課

### 1. 背景

栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）は、販売する食品について、栄養成分や熱量などを表示する場合に適用される健康増進法に基づく表示基準である。

消費者庁においては、これまで「栄養成分表示検討会」（平成22年12月～平成23年7月）や「食品表示一元化検討会」（平成23年9月～平成24年8月）において、栄養表示の義務化について議論してきた。

栄養表示の義務化に当たって、「栄養成分表示検討会」報告書では、事業者にとって実行可能な表示方法や消費者にとって分かりやすく活用しやすい表示方法など、必要な措置が講じられることを前提に、栄養表示の義務化を目指していくことが適当であるとされた。

また、「食品表示一元化検討会」報告書では、栄養表示の義務化に向けた環境整備として、現行制度において、消費者庁は、幅広い食品に栄養表示を付することができるようにするため、現行の誤差の許容範囲に縛られない計算値方式等の導入も可能とするなど、表示基準の改正を速やかに行うべきと示されている。

このため、現行制度においても、幅広い食品に栄養表示をすることができるようにするため、栄養表示基準の改正を行う。

## 2. 主な改正内容

幅広い食品に栄養表示をすることができるようにするため、現行の規制を維持しつつ、合理的な推定により得られた値を表示値として記載することができることとする。また、低含有量の場合には、誤差の許容範囲を拡大する等、表示値の設定方法が適切である限り、現行の規定に縛られないよう表示方法を一部改正する。

### (1) 合理的な方法に基づく表示値の設定

現行制度において、栄養成分の含有量を表示する方法として、一定値又は幅（下限値及び上限値）で表示することとされている。

一定値については、栄養成分ごとに規定された分析方法によって得られた値を基準として、規定された誤差の許容範囲内<sup>\*</sup>にあることとされている（このセンテンスの意味がわからない。今後外国の食品事業者向けに表示基準および関連する文書は英文で作成されることになるであろうから、このセンテンスを英文で表現されたい）（誤差の許容範囲を超える表示値は栄養表示基準違反となる。「誤差の許容範囲を超える表示値は栄養表示基準違反となる。」という表現は、「収去検査による分析において、ある栄養成分に関して、実測値が表示値の許容範囲を超えている場合には、その表示は栄養表示基準違反となる。」という表現に改めるべきである。例えば、たんぱく質に関して表示値が20 g/100 gであるのに対して、実測値が16 gから24 g/100 gの範囲にあれば、その表示値は表示基準に適合しているが、実測値が16 g/100 g未満、もしくは24 g/100 gを超えている場合には、その表示値は栄養表示基準に違反していることになる）。

しかし、栄養成分は、原材料の製造場所や収穫時期等の違いにより、同様のサンプルであっても、含有量のばらつきが大きく、個体差の大きい食品などでは誤差が許容範囲に収まるのが困難な場合もある。このような食品を

含め、幅広い食品に栄養表示をすることができるようにするため、現行の規制を見直すことが必要となる。

見直しにあたっては、表示値が消費者にとって目安として十分に許容できるものであることが重要であるため、現行の誤差の許容範囲を原則的に維持しつつ、合理的な推定により得られた値であれば、表示値として用いることができることとする。

<合理的な方法の例>

- 公的なデータベース等信頼できるデータから得られた個々の原材料の栄養成分量を手に入れた上で、当該食品の重量に基づき、各成分量を算出し、足しあげする方法
- 同一レシピのサンプルを分析する方法 等

この場合において、表示値の趣旨が消費者に適切に伝わるように、合理的な推定により得られた値であるのか等、その値の意味を明瞭に記載させることとする。

また、行政機関の求めに応じて説明できるようにするため、表示値設定の根拠資料を保管させることとする。

- 
- ※ ・熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖類、食物繊維及びナトリウム：-20%~+20%
- ・亜鉛、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム、ビタミンA、ビタミンD及びビタミンE：-20%~+50%
- ・ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンB<sub>1</sub>、ビタミンB<sub>2</sub>、ビタミンB<sub>6</sub>、ビタミンB<sub>12</sub>、ビタミンC及び葉酸：-20%~+80%

## (2) 低含有量の場合の誤差の許容範囲の拡大

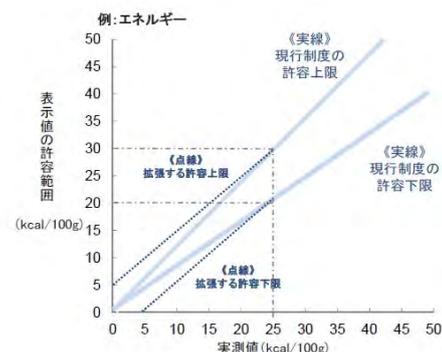
現行制度では、栄養成分の含有量や濃度に関係なく、一定の比率で誤差の許容範囲\*が規定されている。しかし、低含有量の場合、誤差の許容範囲の絶対値が極めて小さくなることから、規定された誤差の許容範囲に収めることが困難な場合がある。

(低含有量の場合) 表示値：100 g あたり 10kcal 誤差の許容範囲：8 ~12kcal (4 kcal)	(高含有量の場合) 表示値：100 g あたり 100kcal 誤差の許容範囲：80~120kcal (40kcal)
--	--

このため、低含有量の場合に限って、現行の誤差の許容範囲に加えて、一定量を満たさない場合、誤差の許容範囲を拡張することとする。

### <エネルギー>

- 25 kcal/100 g 未満の場合  
プラス・マイナス 5kcal (誤差の拡張)
- 25 kcal/100 g 以上の場合  
プラス・マイナス 20% (従来どおり)



## 3. 主なスケジュール

平成 24 年 11 月 29 日：消費者委員会食品表示部会

(栄養表示の議論に関する背景及び告示の改正概要について)

平成 25 年 4 月 26 日：消費者委員会食品表示部会

(改正案の審議)

5 月 目 途：パブリックコメント (30 日間)

6 月 目 途：消費者委員会食品表示部会

(パブリックコメントの結果を踏まえた改正案の審議)